

平成22年1月21日

平成21年12月28日報道発表の「地方公共団体における福利厚生事業の状況について（概要）」の訂正について

標記の調査結果につきまして、当方の集計ミス等により、以下の点について誤りがありましたので、修正版を配布させていただきます。

以後、このようなことのないよう、調査結果の公表に当たっては十分注意して参ります。

【訂正箇所】

○P2「3. 互助会等に対する公費支出の見直し等を実施した団体数」中
「17～21年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体数」欄

- ・地方公共団体計 (正) 1,783←(誤) 1,745
- ・市区町村（指定都市を除く） (正) 1,718←(誤) 1,680

○P5「3 互助会等に対する公費支出の見直し状況（団体数）」中
「17～21年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体数」欄

- ・地方公共団体計 (正) 1,783←(誤) 1,745
- ・市区町村（指定都市を除く） (正) 1,718←(誤) 1,680

○P17「市区町村別の互助会等に対する公費支出の見直し内容」中
「17～21年度に見直した団体数」欄

※各都道府県における団体数について別添のとおりです。

○P22「指定都市別の互助会等の福利厚生事業の公表状況」中
「注2)」

(正) 平成21年度←(誤) 平成20年度

【連絡先】

自治行政局公務員部福利課

担 当：君塚課長補佐、春原係長、高木事務官

電 話：03-5253-5557

FAX：03-5253-5561

地方公共団体における福利厚生事業の状況について(概要)

【調査結果のポイント】

- 互助会等に対する公費支出額は、16年度決算と21年度予算を比較して、▲656億円(▲78.0%)。
- 21年度までに互助会等に対する公費支出を全廃した団体数は、484団体。
- 福利厚生事業の公表については、都道府県、指定都市では互助会等に対する公費支出を行っている全団体で公表済み。市区町村分については、全都道府県の市区町村担当課において公表済み。

1. 調査の趣旨

地方公共団体が実施する福利厚生事業について、

- ① 住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に実施されているか
- ② 福利厚生事業の実施状況等が公表されているか

という観点から行った調査です。

2. 互助会等に対する公費支出額

個人給付事業の廃止など各種の福利厚生事業の見直しが行われています。その結果、互助会等に対する公費支出も下記表のとおり削減されています。

(単位:億円、%)

	16(決算) a	21(予算) b	16→21 削減額 a-b	16→21 削減率 b/a
地方公共団体計	841	185	▲656	▲78.0%
都道府県	311	42	▲269	▲86.5%
指定都市	171	32	▲139	▲81.1%
市区町村(指定都市を除く)	359	111	▲248	▲69.1%

3. 互助会等に対する公費支出の見直し等を実施した団体数

	団体数	17～21年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体数	うち互助会等に対する公費支出を全廃した団体数
地方公共団体計	1,847	1,783	484
都道府県	47	47	36 (※)
指定都市	18	18	3 (※)
市区町村(指定都市を除く)	1,782	1,718	445

注) 各団体の首長部局における公費を伴う福利厚生事業の見直し状況を示したもの

※ 平成 21 年度までに首長部局における互助会等に対する公費支出を全廃した都道府県及び政令指定都市は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、名古屋市、京都市、大阪市

4. 互助会等が行う福利厚生事業の公表状況

都道府県、指定都市については、互助会等に対する公費支出を行っているすべての団体で公表済みとなっています。

また、市区町村における公表状況については、すべての都道府県の市区町村担当課において、市区町村間の比較ができるような形で公表済みとなっています。

[地方公共団体における福利厚生事業の状況について \(PDF\)](#)

[地方公共団体における福利厚生事業の状況について \(参考資料\) \(PDF\)](#)

【連絡先】

自治行政局公務員部福利課

担 当：浦上課長補佐、春原係長、高木事務官

電 話：03-5253-5557

FAX：03-5253-5561